

飛驒市告示第156号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成28年第5回
飛驒市議会定例会を招集する。

平成28年11月21日

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

1 日 時 平成28年11月28日（金） 午前10時00分

2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成28年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年11月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第15号	損害賠償の額の決定について
第4	報告第16号	株式会社飛騨ゆいの事業計画(第2期)について
第5	議案第135号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第6	議案第136号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第137号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第138号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第139号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第140号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第11	議案第141号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
第12	議案第142号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第13	議案第143号	指定管理者の指定について(飛騨市デイサービスセンター等)
第14	議案第144号	指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティーセンター)
第15	議案第145号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第16	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市坂下生活改善センター)
第17	議案第147号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター)
第18	議案第148号	指定管理者の指定について(飛騨市東町コミュニティーセンター)
第19	議案第149号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第20	議案第150号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第151号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案第152号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
第23	議案第153号	財産の無償譲渡について(栄町ふれあい広場)
第24	議案第154号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第25	議案第155号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第26	議案第156号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第27	議案第157号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第28	議案第158号	平成28年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第29	議案第159号	平成28年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第30	議案第160号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	報告第 1 5 号	損害賠償の額の決定について
日程第 4	報告第 1 6 号	株式会社飛騨ゆいの事業計画（第 2 期）について
日程第 5	議案第 1 3 5 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 3 6 号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 1 3 7 号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 1 3 8 号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 1 3 9 号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 1 4 0 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 1 4 1 号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
日程第 1 2	議案第 1 4 2 号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について（飛騨市デイサービスセンター等）
日程第 1 4	議案第 1 4 4 号	指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）
日程第 1 5	議案第 1 4 5 号	指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティーセンター）
日程第 1 6	議案第 1 4 6 号	指定管理者の指定について（飛騨市坂下生活改善センター）
日程第 1 7	議案第 1 4 7 号	指定管理者の指定について（飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター）
日程第 1 8	議案第 1 4 8 号	指定管理者の指定について（飛騨市東町コミュニティーセンター）
日程第 1 9	議案第 1 4 9 号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 2 0	議案第 1 5 0 号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第 2 1	議案第 1 5 1 号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第 2 2	議案第 1 5 2 号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
日程第 2 3	議案第 1 5 3 号	財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）
日程第 2 4	議案第 1 5 4 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 2 5	議案第 1 5 5 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 6	議案第 1 5 6 号	平成 2 8 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 7	議案第 1 5 7 号	平成 2 8 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 8	議案第 1 5 8 号	平成 2 8 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 9	議案第 1 5 9 号	平成 2 8 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 3 0	議案第 1 6 0 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 3 号）

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	丈	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	清	水	雅	貢
企画部長	水	上		廣
商工観光部長	石	腰	明	豊
環境水道部長	湯	之		宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から平成28年第5回飛騨市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により9番、中嶋国則君、10番、洞口和彦君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11月28日から12月14日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日11月28日から12月14日までの17日間と決定いたしました。

◆諸般の報告

◎議長（葛谷寛徳）

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。なお、原本は事務局において保管しておりますので、ごらんいただきますよう併せて報告いたします。

議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査報告等につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、平成28年第5回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中参集いただきまして、誠にありがとうございます。

12月14日までの17日間ということでございますが、数多くの案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お手元に行政報告をお配りしております。9月定例会以降の市政及び飛騨市をとりまく話題の内、主な事柄について何点か御報告を申し上げたいと思います。

まず11月1日（火）、古川町公民館において「ひだプラス発足式」が開催されました。

この「ひだプラス」ですが、以前からありました「まちづくり協議会」を発展的にリニューアルしたもので、従来までの委嘱方式ではなく、「まちづくりを積極的にやりたい」という意思のもと、自発的に集まったメンバーで構成されておるものです。

主な活動は、市内の「まちづくり団体」を結び付けることとし、お互いの活動を知るための発表の機会を作る。あるいは、町づくり活動のための勉強会などを行うということで、団体間のコラボレーション・発信力の向上を図ることを目的としています。

また、今年度、市が創設しました「小さなまちづくり応援補助金」のコンペ審査会についても、今後、その運営をお願いしたいと考えています。40代を中心とする、若いメンバーがそろっていまして今後の活動に大いに期待しているところです。

それから、11月6日（日）に「君の名は。」上映会を開催いたしました。このことについて御報告を申し上げます。

飛騨市が舞台として登場するということで映画「君の名は。」空前の大ヒットでございまして、日本映画歴代2位の興行収入となることはほぼ確実という情勢となっております。

飛騨市内にも大変多くの聖地巡礼者がおいでになっておみえです。一方で飛騨には映画館がないということで、映画を見たいという多くの市民の皆様からの声がありましたことから、配給会社の東宝と調整を行いまして、興行期間中の自主上映という異例中の異例の対応をしていただきまして、開催にこぎ付けたものでございます。

10月23日に、市民先行チケット発売を行いまして1,950枚を販売開始しましたが、わずか1時間半で完売するというところで、市民の皆様の感心の高さに大変驚いたところでございます。

当日の上映会開始前には、新海誠監督より、飛騨市民に向けたビデオメッセージが届けられてまして、映画の素晴らしい内容とともに、場内の方々に大きな感動を呼んだところでございます。

この上映会では、購入いただけなかった市民の方々が大勢おみえになったということで、追加上映を望む声が大変強く寄せられました。市におきましては、この追加要請に

つきまして、東宝側をお願いをいたしましたところ快諾をいただきまして、本年12月11日（日）に追加開催をする運びとなっております。市民向けの先行予約は先週末に締め切りましたが、全員鑑賞可能ということになりましたので、大いに楽しんでいただきたいと思っておりますのでございます。

次に、11月10日から11日かけて、岐阜県内で開催されました「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」について御報告申し上げます。

10日には岐阜メモリアルセンターにおいて、皇太子殿下、同妃殿下のご臨席のもと全体会が、また同日夜には飛騨市内で情報交換会が開催されました。

情報交換会では、全国から担い手農業者を中心に62名、地元農業関係者と合わせて110名が参加しての交流会となりまして、飛騨市の農業を取り巻く環境や、農畜産物の生産、また飛騨市の取り組みなどについてご紹介するとともに、全国各地からお越しの皆さんと意見交換をさせていただきました。

また、翌日11日は県外の参加者の皆様に、飛騨市内で2つのコースに分かれていただきまして、現地研修会に参加をいただきました。JAひだ飛騨地域トマト研修所や地元農業者のシイタケ栽培施設での取り組み、また酒蔵見学など観光面の視察も合わせてしていただいたところでございます。

次に、11月14日（月）、飛騨古川まつり会館で行われました「飛騨市と楽天株式会社との連携協力に関する協定締結式」について報告いたします。

この協定は過疎先進地ともいわれる飛騨市が抱える様々な課題に対し、電子商取引最大手といわれます「楽天」と手を打ち合うことで、その解決に向けた方策を探るとともに、楽天側においても、その成功事例を全国に展開することで、さらなる商取引の拡大に努めたいという、お互いの方向性が一致し締結に至ったものです。

協定は10項目からなりますが、特に、飛騨市ファンクラブの会員証を「楽天E d yカード」を利用して作成する。そして、その利用額の0.1%が企業版ふるさと納税として飛騨市に寄附されるという仕組みを導入いたしまして、これは全国初ということで大きな注目を既に集めておりまして、県内はもとより全国の自治体からの問い合わせが入っておりという状況となっております。今後も協定に基づいた項目について、随時、取り組んでいきたいと考えております。

最後に、「ユネスコ無形文化遺産登録」について御報告申し上げます。

古川祭の起し太鼓・屋台行事が、全国33の山鉾屋台行事のひとつとして、昨年3月に政府よりユネスコ無形文化遺産への登録申請が行われておったわけですが、去る10月31日にユネスコの補助機関が登録を勧告いたしまして、これで事実上、登録内定ということになっております。これは、飛騨市にとりまして、誇りある古川祭の伝統文化が世界の文化遺産として認められるという、大変名誉なことをごさいます。市民の皆様と共に喜びを分かち合いたいと考えておりますのでございます。

このため市におきましては、12月3日（土）、記念祝賀式と提灯行列を、また来年2

月18日には、同様に登録を受けます県内の高山祭、大垣祭、それから富山県、石川県の計6つの祭と連携をいたしまして、関係者をお招きして「飛濃越能山鉾屋台フェスティバル」というものの開催を計画しています。これらにつきましても多数の市民の皆様にご参加をいただきまして、一緒に盛り上げていきたいと考えております。

また、現在行っております、来年度の予算編成におきましても、この登録を弾みに祭りや、文化財をキーワードとしての文化振興と観光振興にも注力してまいりたいと考えております。

なお、登録の連絡ですが、30日か来月1日と伺っております。あさっての夜あたりになるのではないかという見込みでございますので、今議会中に登録が実現するという運びになるかということも併せてご報告申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件についてご説明申し上げます。

今回は、報告案件が2件、条例の制定及び改正案件が12件、指定管理者の指定案件が6件、財産の無償譲渡案件が1件、補正予算案件が7件の合計28案件でございます。

まず、報告案件ですが、古川町太江地内で発生したスクールバスの物損事故についての損害賠償の額の決定及び株式会社飛騨ゆいの事業計画についてでございます。

議案につきましては、即決議案としてお願いする案件として、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

なお、条例の制定及び改正、補正予算などの案件につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第15号 損害賠償の額の決定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、報告第15号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を

求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

報告第15号、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

内容は、スクールバスによる相手車両に対する物損事故の損害賠償でございます。

発生日時、場所は、平成28年9月28日、午後4時10分頃、飛騨市古川町太江地内、主要地方道神岡河合線でございます。

事故の概要ですが、飛騨市スクールバス運行委託先・ニュー飛騨観光バス(株)運転手が、スクールバス古川3号車を太江線 U ターン指定場所で時速約5キロメートルでバック走行した際に後方確認を怠り、停車中の相手方フロントバンパーに接触し損傷させたものでございます。相手は表記の方でございます。事故の種類につきましては物損。相手方の損害額ですが、20万4,000円。市の過失割合は100%でございます。全額、保険金でございます。専決の年月日ですが、平成28年11月2日、専決第8号でございます。

なお、バスには、古川西小学校6年生男子1名が乗っており、相手方車両には誰も乗っていませんでした。当該児童、運転手ともに怪我はございません。

市では、運行会社から顛末書を提出させるとともに乗務員に対する安全運転の指導の徹底、事故の再発防止を強く求めました。以上で報告を終わります。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第15号を終わります。

◆日程第4 報告第16号 株式会社飛騨ゆいの事業計画（第2期）について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、報告第16号、株式会社飛騨ゆいの事業計画（第2期）についてを議題といたします。説明を求めます。なお、説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは、説明をさせていただきます。

報告第16号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社飛騨ゆいに関する第2期（平成28年度）の事業計画を別紙のとおり報告する。

第2期平成28年度事業計画書、株式会社飛騨ゆいよりの提出でございます。

最終ページの、平成28年度事業計画、金額が入っておりますが、A4の縦のもので説明をさせていただきます。

まず、売上げの関係でございますが、平成28年度の計画といたしまして4億2,899万5,000円という目標をたてております。対前年比、5,348万4,000円ということで、増加率14.2%でございます。その他、売上高のその他売上ですが、6,510万円、これが3,890万円余りとなっておりますが、それぞれの事業所ごとに食堂、売店、宴会等の科目の計上の仕方がまだ不ぞろいございまして、今、統一中でございます。当期製造総費用ですが、対前年比からいたしましても若干増えておりますが、これは原価率の関係でございまして、平成27年度の前原価率が31.3%、平成28年度につきましては28.7%ということで、原価を下げるといような工夫をされております。

売上総利益につきましては、ごらんのような数字となっております、3億5,000万円ほどの売上げを予定しております。販売費の関係ですが対前年比よりも1,500万円ほど上がっておりますが、総トータル的には3.6%の圧縮をするということで計画をされております。

また、広告宣伝費の関係でございますが、サービス費、販売促進費がそれぞれゼロになっておりますが、広告宣伝費のほうに統一をされたということで、これも会社のほうの計画で進められております。

中段のほうになります、従業員の賞与686万円、平成27年度でございますが、平成28年度はゼロということで、可能であれば当然支払いさせていただいて、やる気を起こしてやりたいということですが、会社の状況をみますとゼロで向かうというようにある意味、苦渋の選択をされております。

最下段のほうになります、雑費の関係でございます。919万4,000円が2,028万6,000円となっておりますが、従前の各事業所部門の統括的な作業を本部機能に一括したことによりまして、本部機能増加のためにこちらのほうに2,000万円ほどの計上がされております。またこれにつきましては予備費的な考えをお持ちのようでございます。

続きまして、下段のほうになります、営業利益の関係でございます。営業利益につきましては対前年度の的には3,253万3,000円になっておりまして、増加率は△19.5%になっておりますが、これは見方が変わっておりまして19.5%改善されたということで、これはプラスということで考えていただきたいと思います。

同じく、営業外収益でございます。こちらは△2,238万6,000円ということで、営業外収益的にはマイナスということでこの数字は合っています。

最下段から一段上の営業外費用ですが、174万7,000円。これがゼロということで、マイナスの100%となっておりますが、これは改善の100%ということで捉

えていただきたいと思います。最下段の経常利益についても、△600万1,000円。これがプラスの589万3,000円になるということでこれは改善的に1,189万4,000円改善されましたので、これも△ではなく、改善されたという意味のプラスというふうにご理解をいただきたいと思います。

続きまして、事業計画の概要のほうになってまいります。お手元の前のページになりますが、それぞれの事業所ごとに経営方針等が記載されております。事業計画の案につきましては、指定管理受託事業者であります、飛騨ゆいの意向を当然、尊重するものとして計画をされています。この中には発注者であります市も協議に加わり、一部立案をされています。

飛騨ゆい自体は本年3月をもちまして、事業年度が終了いたしまして、実質の事業は平成28年度からとなっております、現在基盤となります、組織の体制強化を進めておるのが現状でございます。三社が独自で行っていた営業、総務関係等の業務は全て本部機能に集約し人・モノ・金を最大限に有効活用される予定となっております。

総合的に大きくなりました組織を見直し合理化を図ることや、施設間連携によるサービス向上、スケールメリットを生かした経費の縮減を図ることで、社員一人一人が自から営業マンとなるべき社風とすることで利益の向上ができる経営を目指されております。

主な事業の関係ですが、ホテル季古里の宿泊施設の関係ですが、平成27年度の宿泊総数は9,086名。この内3,348名、37%の方は外国人の方のご利用です。その内、約9割が東南アジアの方ですので、引き続きこちらの方の誘客に力を入れていきたいと考えております。

また、かわいスキー場はJR飛騨古川駅からの近さを売りにしまして、外国人スキーヤーに対しましても宿泊、スキーのレンタル、スキー指導などを含めましたセットプランをやりたいということで計画をされています。

ぬく森の湯すば一ふるでございます。こちらは議員のほうからも提案をいただきました、すば一ふる、ゆうわ〜くはうす、まんが王国の3館の共通入浴券についても今、検討を進めているところでございます。また、11月から食堂が直営になりました。これによりまして、メニューの充実、営業時間などにより飲食部門の増強を図る計画がされています。

ゆうわ〜くはうすは、入浴・飲食の施設ですが、河ふぐ、とらふぐの地域特性の食材を利用しました、コラボレーション的なものが提供できないかということで検討が進められております。

次にまんが王国でございますが、声優塾の利用やいろいろな研修等がございます。本年ですと宮川の鮎ということで、非常に好評をいただいておりますので、川の駅構想も含めた具体的な対策につきまして、地元の漁協組合等々と連携を図りながら進めたいと考えております。

まつり会館の関係で、このあと参考資料のほうでも説明させていただきますが、平成

27年度の9月現在、売り上げが1,515万円でございます。平成28年度9月末、1,057万6,000円ということで、対前年比450万円ほどの減額となっております。

これにつきましては、本年10月に観光事業の有識者の方、また広告代理店の方、県の関係で世界文化センターの関係の方を交えまして、飛騨古川まつり会館展示装飾検討委員会を既に立ち上げております。

まつり会館は、既に現地のほうを確認していただきまして、館内全体の動線が悪い。展示方法の工夫が足りない。祭全体の流れが分からない。入館時の感動がない。暗い。といった具体的な提案をいただいております。施設改修的なハード面につきましては、非常に膨大な予算が必要となっておりますが、展示方法はソフト面ですので、大きな予算の必要がないということから、随時いただいた意見を反映していきたいと考えております。

また、今月末ユネスコ登録がされると思っております。これを好機といたしまして、入館者増につながる柔軟な料金の割引体制、また類似施設の状況も踏まえまして利用者の目線に立ちました、今ほど申しました入館料の見直し等につきましても具体的に進めてまいりたいと思っております。

まつり会館のほうの現在の提案ですが、ユネスコ登録日の数日間は無料開放したいということ。その後の記念の入館割引も考えておみえです。指定管理者であります市としては、情報の共有を図りながら、業績向上に向けた各事業部門の取り組みに対しまして、利用の促進、広報宣伝活動への協力を積極的におこなっていただきたいと考えております。

それでは、A4の横のものカラー刷りの資料でございます。これにつきましては、昨年の9月、本年9月の売り上げ関係の比較をしたものです。

まず、部門別ですが、ホテル季古里の関係ですが、平成27年9月末売り上げ7,518万7,000円。平成28年度上半期7,675万4,000円ということで、対前年比156万7,000円。平成28年度の目標としましては、49.7%の達成率です。考察ですが、先ほども申しましたようにインバウンドを含みます、宿泊関係が好調であったというようなことが考えられます。後期の目標は、継続した外国人の誘客強化、また、忘年会・新年会での誘客、かわいスキー場との連携ということで立ててあります。

続きましてねっとかわいの関係ですが、平成27年9月末売り上げ4,814万4,000円。平成28年度上半期4,823万6,000円、対前年比9万2,000円の増ということで、平成28年度の目標額の42.8%ということです。特徴としましては、体験型の観光施設、なかんじょ川のマスつかみなどの体験的なものが非常に好評であったということでございます。この要因は、ネット配信させていただいた関係でこちらのほうからの誘客が図られたような関係がございました。またスキー場の関係です

が、昨年度はご承知のように年末年始の営業ができなかったということがあります。本年度につきましては雪を期待するわけではございませんが、昨年と同様の3,000万円余りの売り上げを目指していきたいということで準備が進められております。

次にまんが王国の関係でございますが、平成27年9月末売り上げ4,048万5,000円。平成28年度上半期4,714万3,000円、対前年比665万8,000円の増となっております。平成28年度の目標額の49.4%ということです。特徴としましては、ご承知のように鮎釣り客の利用が非常に好調であったということでした。宿泊関係で見ますと、鮎釣りの関係の方を含めまして1,800名余りの方に泊まらせていただいております。また、鮎釣りの対象の方につきましては、特別な宿泊パックというものを薦められておりました、通常ですと9,000円余りの宿泊が7,000円弱で泊まれるというようなことで、そちらのほうのサービス面も効果があったのではないかと考えております。今後につきましては、宮川の鮎をまんが王国の売りにするために、川の駅構想を具体的に進めていきたいと考えております。

まつり会館です。平成27年9月末売り上げ1,515万円。平成28年度上半期1,057万6,000円、対前年比460万円余りの減でございます、平成28年度の目標額の41.7%ということです。こちらは先ほど申しましたように、今後のユネスコ登録関係を好機としまして、前向きに対応してまいりたいと考えております。

最後になりますが、やまさち工房でございます。平成27年9月末売り上げ2,417万9,000円。平成28年度上半期2,065万5,000円、現状では352万円ほどの減収になっておりました、平成28年度目標の47.5%となっております。こちらにつきましては、今ネット販売を開始したことにより、若干ですが効果が表れはじめております。ご承知の方もおみえかもしれませんが、飛騨地酒蔵のネットの方にも掲載されておりました、少しずつ効果が表れているのではないかと考えております。また、新社長の人脈等もございまして、企業の方でのお歳暮の利用も今、200件ほどあり、そちらのほうでも使っていただいておりますし、ふるさと納税の返礼品でも当然でございまして利用していただけるように掲載もしております。今後ですが、金融機関の方の夏、冬の一定額以上、定期預金をされた方のサービス品ということで、地元の商品等がよく利用されております。使っていただく、使っていただかないを別としましても、そういうものに掲載させていただくということ自体が宣伝効果につながりますので、そういう面でも進めていきたいと考えております。

最後になりますが、総括の関係でございます。目標額の5割には近づいておりますが、後半期は冬でございますので、さらなる努力が必要であると考えております。また、本年、飛騨市におきましては、映画「君の名は。」、また、ユネスコ無形文化遺産登録、宮川の鮎、神岡のレールマウンテンバイクなど、非常に好機と捉えられるものがたくさんございます。これをなんとか生かす工夫をしたいということで、会社の社員、私どもを含めて考えておりますので、ここにおみえの議員皆様におかれましても利用促進、また

大所高所から意見を賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（野村勝憲）

今説明がありましたA4の横の資料ですが、これは上半期の数字だと思います。この中で、季古里の売上げが伸びていますけれども、販売費及び一般管理費が昨年と比べて約670万円アップしている要因は何なんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

この件につきましては、事業所ごとにいろいろな消耗品やこれからの原材料を買っておみえです。といいますのは、やはりある程度安い時期にまとめて買うというようなことの工夫がされておまして、この数字につきましては通年を通し、最終の段階で判明してくると思っておりますし、それにつきましては、会社側も少しでも安く良いものということで検討しておみえですのでよろしくお願ひします。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（洞口和彦）

この前期の売上げをみますと、今までの既成の三社の動向は、若干全部プラスという形で、努力が目に見えてきているというのが現実でございますが、新しく加入しました、まつり会館とやまさち工房は、若干マイナスが大きくなっています。このことがやっぱり、足でまといなのか、それとも取り組みが初めてで遅れているからこうなっているのか、現在で分析は完全にできないかもしれませんが、現在の分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

まずまつり会館でございますが、平成9年の段階かと思っておりますが、そこで建築されたということで、かなり老朽化が進んでおります。正直言いまして、中のリニューアルがほとんどできていない状況でございます。先ほど申しましたように内装を含め改修を進めております。ご存知かと思っておりますがトイレの関係についても非常に使いづらい、バリアフリーに対してもしっかりと対応ができていないということで、そのあたりを改善していきたいと思っております。

もう1点ですが、よく話にでますが、入館料が若干高いということがあります。その

あたりも今、会社の方とも協議を進めまして、薄利多売ではございませんが、入っていたいたあとにその分、お土産のほうで利益を稼ぐというようなことで、新商品の開発を進めております。

やまさち工房につきましては、まだ新しく会社の方に移ってきた部分がございます。いろいろと検討をすべき点がありますし、商品の関係につきましてもまだまだ開発できる余地があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

平成28年度の事業計画、これは数値目標が提示されていないんですね。どういった意味で数値目標が一切書かれていないのかご説明願います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

数値目標につきましては、個別ものは会社の方でお持ちでして、私の方でも確認をしております。それを元に集計表の形で出ておりますので、これにつきましては、別の機会に議員の方からそういう説明の要請等がございましたら、そのときには提示できるようにはなっております。

○13番（高原邦子）

自治法が求めているのは、この飛騨ゆい、出資が半分以上、そういったところの事業計画なんですね。それを個別の会社でとか、議員が見に行けば見せてやるとか、まったく話になっていません。それに、しっかりと数値目標をしていかないと。そして、私はマネジメントとして、社員も同じようなお客さんのニーズ等々いろんなことを考え、顧客の創造というものを図っていかなければならないんですね。そうしたときに、しっかりと社員も分かるように事業計画というものをしっかりと、数値目標を出していかなければ、今どうなのか。これ読んでみますと、売り上げ増を図るとか利用促進を図る、こんなことは事業計画と呼べるものでしょうか。あたりまえのことではないでしょうか。もう少し、しっかりした。

例えば金融機関が、お金を貸すかと言えば、私は貸さないとしますよ。そういったものを、しっかりと練ったそういったものを事業計画として議会に出していただきたいということを9月2日の初日で、私は言ってきたという思いなんです、その辺のところどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

おっしゃるとおり理解はします。今、おっしゃっていただいた件につきましては、そ

それぞれの施設等で事業目標の数値はお持ちです。それを今ほど、提示させていただきました1枚の表にまとめたものでございまして、次回のときには個別のものでということでもございましたら、そのような体制は整えさせていただきます。

先ほど申しましたように、そちらの方で見に来てくださいというようなことは思っておりません。ただ、議員おっしゃるように詳細についてお知りになりたいということがあるかと思います。私も飛騨ゆいの方といろいろと中身について教えていただきましたが、中の分析は到底できるものではございません。それを含めまして、議会のほうで一度説明をしてほしいということでしたら、そうした機会をつくることは十分に可能ですし、次年度以降もそういう機会を設けて説明を聞いていただきたいという意味で申しましたものでありまして、議員の方を軽視するといったことは全く思っておりません。

△市長（都竹淳也）

この事業計画なんですけど議員おっしゃるとおり決して褒められたものではありません。今回、初めてもらったわけなんですけど、言いましたように今までちゃんとできてないんです。10月に新社長が就任されて、それから中を点検していただいているということなんですけど、まだそこまでの詳細のところにはいたっていないというのは私どもも十分に承知しています。

それで本当は、個別に具体的に取り組みごとに目標があったりしながら、その積み上げの中で売上高や目標が定まっていくというのが本来だと思います。私たちもそれを求めているわけでありまして、その意味では、今回なんとか上半期のものについて、きちんと分析をする中で、限られた時間の中で出来上がってきているものという認識です。前にも申しあげましたように、この後、3ヶ月おきに報告を求めて議論していくと。実際にはもっと、担当レベルでは月ごとにということでやっておりますので、その中でもっとしっかりとした事業計画を立てていただくようお願いをしていきたいと思っておりますし、私どもも、最大株主ですので、その立場からしっかりとしたものを求めていきたいと考えております。

○13番（高原邦子）

そうしましたら、これから先もこの株式会社飛騨ゆいの事業計画を来年度もまた出していただくんですが、このような形で出してくるということなんですか。こういうパターンで詳しくはできないとか。はっきり言いまして、このようなもので、あれだけの会社をやっていること。コンサルも入って、いろんなアドバイスをトーマツさんからもらっていただいているんですが、事業計画書をもう少し、次回は、これではない違うものだというふうな約束をしていただけるんでしょうか。

これは、報告事項ですので、認めるとか認めないとかそういうものではありませんが、このようなものを議員が認めていたんでは市民に対して説明ができないんですね。ですから、石腰部長、もう少し。お金が借りられるような金融機関の担当者が納得できるような、そんな事業計画書をこの次は出してくるとお約束いただけますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

議員おっしゃったとおり、市長も申しあげましたように、中を見ますと十分な部分がございますでした。次回出させていただくときも、十分ではないかもしれませんが、改善につきましては約束させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

□商工観光部長（石腰豊）

言葉が足りませんでした。十分なものを提出させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第16号を終わります。

◆日程第5 議案第135号 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、議案第135号、飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

議案第135号、飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由は、飛驒市美術館の企画展入館料を定めることに伴う改正であります。

1ページをお願いいたします。使用料徴収条例には、別表第2の2として公の施設の入館料を定めた表がありますが、下段の飛驒市美術館の欄で、今回、常設展と2ページになります。企画展の欄に分け常設展は従来の入館料とし、企画展の入館料は1,000円の範囲内でその都度市長が定める額とするものであります。

また、今回この表の改正に合わせて、備考欄に各施設の開館時間の表記がございましたが、文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則で開館時間の表記がしてありますので、この使用料徴収条例からは削除するものであります。資料の新旧対照表でご確認をお願いいたします。

施行日は平成29年1月1日からとし、今回、1月7日からの「君の名は。」展を想定しておりますが、本日即決をお願いしたのは、企画展のPRチラシ、ポスターに入館料を表記して作成し、12月当初から広報PRに努めたいためでございます。なお、「君の名は。」展につきましては、現在開催中の小海町高原美術館と同じ、大人500円、小学

生150円としたいと考えております。また、飛騨市民割引として、大人400円、小中学生無料としたいと考えております。以上で説明を終わります。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（高原邦子）

この議案、即決ということでお話を聞きますと、周知徹底の期間がほしいということがありました。それはどのようにされるおつもりなのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

先ほど述べましたように、PRチラシにつきましては各機関の方へ送らせていただきたいと思います。ポスターにつきましても同様の美術館はじめ、各自治体の方に送らせていただきたいと思います。なお、同様のものをホームページ等にも掲載いたしまして、全国に向けて周知を図っていきたいと考えております。

○13番（高原邦子）

そうしますと今日即決して、これは入館料の条例ですから1月1日施行するということですが、宣伝とかそういったものはきょう以降されていくと考えてよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

市長の決裁をいただいたあと入館料を定めまして、きょう以降既存の予算の中で周知を図っていきたいと考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はございませんか。

○12番（森下真次）

企画展の方が1,000円の範囲というところですが、例えば本当に有名な方をお願いしようとする1,000円で果たして本当にいいのかなというようなことも思いますし、逆に1,000円を超えると、なかなか人がきてくれんということも考えられますが、1,000円の範囲でやっていけるというふうにご考慮をいただければよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

美術館の運営自体は、やはりサービス施設でございますので、当然ですが収支が黒字

になるようなことはなかなか考えにくいと思っております。そうした中で、なるべく安価な価格で提供させていただければと考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第135号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第135号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

◆日程第6 議案第136号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第30 議案第160号 平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、議案第136号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第30、議案第160号、平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）までの合わせて25案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第154号から議案第160号にて提案しております、補正予算の審議をお願いするにあたり、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行確認を慎重に行いまして、今後の見通しにより不用額が見込まれるものは速やかに減額を行うと、その一方で、映画「君の名は。」のヒットに対応する誘客促進、あるいは「ユネスコ無形文化遺産登録」への対応など、大きなチャンスに迅速に対応するための施策を盛り込みまして、さらに他の分野におきまして、着手できる環境が整った事業を加えて最終的に増額補正としたところでございます。

それでは、本補正予算における主要施策の概要について、ご説明申し上げます。

総務費では、ふるさと納税の増加に伴い「ふるさと創生事業基金」に積み増しするほか、ふるさと応援寄附金返礼品や新たな納税サイトの利用開始に必要な経費を計上しました。また、来年1月執行予定の岐阜県知事選挙において、市内県立高校と特別支援学校に期日前投票所を設置します。これにより市内全ての高校等で期日前投票ができることになり、これは県内初の取り組みとなります。このほか、ロスト・ライン・パーク構想を推進するためのシンポジウムの開催や、先般締結した楽天との包括連携協定の一環として、全国で利用可能な「楽天E d y」カードを飛騨市ファンクラブの会員証とする取り組みを新たに始めます。

民生費では、国の第二次補正予算で実施されることになった臨時福祉給付金事業の所要額を計上いたしました。今回の給付措置は、消費税の引き上げが2年半延期されたことに伴うものでして、全額国費で行われるということです。

衛生費では、児童精神科診療所開設の準備に必要な経費を計上しております。発達障がい等の診察やカウンセリング、療育を受けるために最も適した診療科は、児童精神科であると認識しておりますが、この診療科の医師は、全国的に多く不足しておりまして、飛騨地域にはおいでにならず、当地域の多くの方々には岐阜地域や県外の医療機関を受診してみえるのが現状であります。このため、市は児童精神科専門医の招聘を行ってきたところ、このたび、来年度に実現する見通しが立ちました。これにより、市内での受診が可能となり、児童や保護者の負担が軽減されるほか、児童の成長に応じた専門家の相談等が受けられる環境が整うこととなります。自治体による単科の児童精神科診療所の開設は、全国初の取り組みとなります。

商工費では、交流人口の拡大に向け、「君の名は。」タイアップ事業を行います。濃飛バスが運行する高速バスの車体に同映画のラッピングを施すほか、聖地巡礼マップを制作し、さらなる誘客を図ります。

ユネスコ無形文化遺産登録を受ける見込みの古川祭ですが、貴重な文化財保護の観点から屋台が安全に曳行できる環境を整備するため、屋台曳行区域内における電線高の基準を定める条例を制定するとともに、計画的に電線の移設等を行ってまいります。また、用地交渉が難航している流葉グラウンド整備事業は、今年度の事業着手を見送りまして、計画的に事業財源を積み立てたあとに着手するという方針を打ち出しまして、不用額相当を「観光・交流施設等整備事業基金」に積み立てます。このほか神岡商工会議所の移

転を契機に、商工会・商工会議所拠点施設整備補助制度を創設し、商工業振興の要である同団体の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

教育費では、映画「君の名は。」企画展開催事業に必要な経費を計上しております。原画や絵コンテ等が展示される「君の名は。」展は、新海誠監督の故郷である長野県小海町で開催されており、その後、全国巡回されると伺っております。市は小海町に次ぐ開催地として招致に成功し、来年1月7日から飛騨市美術館で開催される運びとなりました。開催期間中には、三寺参りやユネスコ無形文化遺産登録記念事業も行われることから、相乗効果により観光誘客に弾みをつけてまいりたいと思っております。ユネスコ無形文化遺産登録記念事業は、先ほど申し上げました県内外の自治体、団体との連携による「飛濃越能交流フェスティバル」を開催し、無形文化遺産を核とした地域連携と祭・屋台行事を活用した地域活性化を図ってまいります。

農林水産業費及び土木費においては、事業執行の目途が立ったことに伴う不用額を減額補正しております。

このたび提案する補正予算額につきましては、一般会計は、5,468万7,000円を増額し、補正後の予算額は、179億0,238万1,000円となります。今回の補正予算に必要な財源については、各政策事業の国県からの補助金を充当し、普通交付税の上振れ分等により確保いたしました。

また、特別会計については、人件費補正や事業費の精査等により1,216万9,000円を減額し、補正後の予算額は、85億5,379万2,000円。企業会計についても事業進捗の確認により不用額を減額し、国民健康保険病院事業会計において時間外勤務手当等未払分支給に伴う特別損失を計上しております。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。

条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますのでよろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは、私からは今回提案させていただきます条例等の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第136号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく職員の給与改定等に伴う改正です。

議案第137号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第138号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第139号、飛騨市議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての3議案につきましては、人事院勧告に基づく飛騨市職員の給与改定に準じ、期末手当の期別支給割合を改定するものです。

議案第140号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例については、督促状の発行期間の改正等を行うものです。

議案第141号、飛騨市ロスト・ライン・パーク条例につきましては、旧神岡鉄道や鉱山に関する財産を活かした施設整備に伴う条例制定です。

議案第142号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、重大な消防法令違反のある防火対象物等を利用者に公表することにより、安全への意識を高めるとともに関係者による防火安全体制の確立を促すものであります。

議案第143号から議案第148号までの6議案は、飛騨市デイサービス及びコミュニティセンター等の指定管理者を指定するものです。

議案第149号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、飛騨市税条例の改正に伴い改正を行うものです。

議案第150号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例につきましては、旧起し太鼓会館建物を朝開町農産物直売施設として位置づけるものです。

議案第151号、飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例につきましては、街なみ環境施設として管理してきた栄町ふれあい広場につきましては地元自治会へ無償譲渡することに伴う改正です。

議案第152号、飛騨市電線類の設置基準を定める条例につきましては、古川町市街地の祭事が行われる区域における道路上空の電線類の設置基準を定めるための制定です。

議案第153号、財産の無償譲渡につきましては、栄町ふれあい広場の構築物等を地元自治会へ無償譲渡するものです。

以上、提出しております条例改正等の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、補正予算、条例関連等の説明が終わりました。

ただ今、提案説明のありました議案第136号から議案第160号までの25案件につきましては、12月6日から12月8日までの3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いいたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、11月30日、水曜日、午前10時が締め切りでありますので、よろしくお願いいたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時02分 再開 午前11時03分)

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆日程第31 発議第4号 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費の追加についての決議

◎議長（葛谷寛徳）

日程第31、発議第4号、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費の追加についての決議を議題といたします。説明を求めます。

〔飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長 洞口和彦 登壇〕

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

発議第4号、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費の追加についての決議。

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費（平成28年9月28日、議決額10万円以下）に130万円を追加する。以上のとおり決議する。平成28年11月28日提出。飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長洞口和彦。提案理由、地方自治法100条第1項に基づく調査は、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求等調査対象になる事務も広範であり、権限の適正行使や法律に定められた権限を適正に発動し調査を行うため、弁護士の専門的な知識や助言が必要である。また議事録の作成や調査報告のまとめについても、多くの時間や専門的な知識が必要である。よって必要な経費の増額を求めるものである。

この機会でございますので、委員長として今までの調査特別委員会の取り組みについて若干申し上げたいと思います。調査特別委員会は、11月10日に第2回目を行いまして、その中では決議の再確認、議会としての調査権のあり方、今後の運営をどう進めていくかという運営要領について、そして資料請求をどうやって行っていくかの4点について話し合いを行いました。その中で、おおむね提案どおり運営要領が確認されまして、特に弁護士の選考については、委員長、副委員長に一任という形をとることに決しました。

その後、準備会を11月21日に行いまして、運営要領、いろんな弁護士費用等の請求について議論しました。その中で、弁護士は必要ではないという議論が出まして、いろいろ意見を出し合いました。それを受けて、第3回目の委員会を開きまして、弁護士についてと調査経費の追加額について決定させていただきました。それが今回の発議と

なって出ている状態でございます。

以上で発議の提案説明を終わります。

〔飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（前川文博）

今、発議4号ということで提案されたんですが、ちょっと伺いたいたいことがあります。

前回の議会で調査特別委員会が決まったんですが、そのときの調査経費。今回発行された議会だよりも10万円ということで記載してあります。先日、新聞報道でこの130万円を増加するというのもでまして、なぜ、これだけ増えるのかという意見が市民の間から出ております。

まず、最初の10万円につきまして、どのような内訳の予算だったのかその辺を話していただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

最初の発議の10万円は、事務経費と証人喚問の呼ぶ方の旅費とそれから、謝礼金を計算した10万円でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（前川文博）

分かりました。10万円はそういうことで、今、その130万円を今度追加するのは、最初の13倍の金額なんですけど、これについては内訳はどのような考えでみえるのか教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

お答えします。いろいろ議論した中で、最初に申しましたように、2回目の調査特別委員会で、議会の調査権についていろいろ議論しましたが、この問題はですね、ここに理由にも述べましたように、100条委員会の実効をあげるためには、やはりどうしても専門の方の助言が必要だということに達しまして、私もその後、開始するまでにいろんな方に相談いたしましたけど、なかなか一般の特別委員会のようにはいかないという形でございます。

この130万円は、弁護士費用として100万円。私、3人の弁護士にお会いしまし

たが、いろいろと金額については差がございました。その中でもやっぱり遠くから呼びますと、どうしても滞在費とか交通費が非常にかさみますので、できたら近くの人がいいだろうと。飛騨市にはみえませんが、高山市の方にも2人ほどお会いして話をしましたが、その中でも基本的には80万円前後で。その他、日が延びたり証人喚問の人数によっては、若干増えていくという形です。ちなみに弁護士が1日2時間以上出張してきた場合には5万円。それに交通費というような経費がかかるということございましたので、それをざっと計算いたしまして、基本的なものは80万円。延びたりしたときのことを考え、プラス20万円で、100万円。それからあとの30万円については、議事録というのが膨大な数におよびますので、今の事務局では無理だということでその議事録作成とそれのとりまとめ、それについての経費を約30万円で、合計130万円の追加でございます。

○8番（前川文博）

はい、ありがとうございます。130万円の内訳のほうは分かったんですが、もうひとつ確認なんですが、今回10万円から130万円増やして140万円ということになりますが、予備費も若干みているということですので、これ以上増額するということがないという思いで大体よろしいでしょうか。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

今のところ、これでやれるという見通しで提出しております。ただ、これは証人喚問が何人におよぶかということ。事実、やっぱりこの目的はずっとございましたように、いろいろとございます。私たちはやっぱり真実を明らかにすることです。ただいま資料についてもいろいろ求めています。現実には監査委員が行ったこのやりとりと、それから市が処分に対してやったやりとり等々については微妙な食い違いがあるというのが現実でございます。

証人の方が、はっきり申し上げて正直に述べられればそのことについてはスムーズに行くと思いますし、もちろん証人喚問等々についてもそんなに何回も呼ばなくても規定のない中でできると思います。これはやっぱり相手がありますし、事実を究明するためにはいろんなことを駆使して完全にこれ以上絶対しませんということは言い切れませんが、現在はこれでやり遂げる予定でいますので、ご了承をお願いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（森要）

関連でございます。私も前回のときに10万円の根拠は何かというようなことを質問しようかと思いましたが、これが実現できませんでした。今説明がありまして、10万円のこと、130万円のこと聞きました。事務局の方が30万円で大変だということは納得できます。非常に大変だと思います。その100万円につきましても、委員長は議会なりの介入の仕方があるんだと公言されておりましたが、非常にこういったことを求

めるということは非常に浅はかというか、自分たちの努力でもできるのではないかと感じております。

しかし、この100万円は日当とか旅費とかといたしましたが、そういうもので出すのか委託費で出すのか。そういったことは計算されているのでしょうかお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

事務費とか証人喚問のお金は前の10万円です。これはあくまで100万円は弁護士費用でございますのでよろしく申し上げます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（森要）

私が聞いているのは、弁護士に払う100万円の費用は委託費で払うのか、日当で払うのかどのような積算か聞いているんですが。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

これは、先ほども述べましたように、基本的には委託されますとお金があるんです。それに若干付随したものがいくらか。それから今言ったようなその規定の中には、何回出るとか何人喚問を受けるとかそういうことがございますので、それが増えれば増えていくということです。

今の場合です、約5、60万円が基本的なもので、その後プラスが30万円くらい、80万円くらい、それに若干増えた場合に20万円くらい増えるだろうという予想でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（森要）

今のところ、よく分からないんですが、あとからそういったものを見させていただければまた、聞きたいと思います。

私の2点目の質問ですが、前回の発議第3号の賛成者のときに、洞口委員長は「議会なりの解明の仕方がある」ということを言われまして、どっちかという今捏造の方、それから偽造ということについての視点でしたが、提案者の野村議員は前のときには「どっちかというそれを通じて、当時の上司のあり方を究明したいんだ」ということを言われまして、今も委員長の言葉では証人喚問という、なんか悪いことをしているようなことを言われまして、関係者の委員の方に出てもらったことではないかと思ひまして、はじめに悪いことをしているという頭でやっているんじゃないかと。

実は、前の監査委員のときも、当時の上司である内海さんに対しても調べたけども、それはなかったと言っている。それを今は、なんか絶対あるはずだ。処分を受けないと

おかしいなということで、臨み方が最初から悪いことをしているんじゃないかという発想に聞こえるんですが、提案者と賛成者の意向がちよっとずれているような気がします。どちらがこの調査事項でよろしいのかどうか、それを聞きたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

もちろん、後段でございます。

私が、先ほども言いましたように第1回の特別委員会の中でも、議会の調査権についていろいろと議論いたしました。これは、「当該団体の執行機関だけでなく、第三者である選挙人その他の関係人を証人として喚問し、証言を求め、あるいは資料の提出を求めることができる」というのが100条でございます。

それから「議会がその権限を十分に遂行できるようにするために認められた補助的、付随的な権限であり、真実を究明すること」があくまでも目標でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、発議第4号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

自由討議の申し出がありましたので、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○5番（森要）

今、質問させていただきまして、自由討議ということでございまして、私は今の10万円のことも分かりますし、30万円もよく分かりますが、なぜ弁護士というのがまだまだ納得できていないんです。

そこで、皆様は十分見識のある方々ですので、そういうことをやる以上、もっともお金を他に使うところがあるんじゃないかという気がしております。弁護士をわざわざ、新たにやったということに対して非常に疑問を持っているんですが、もう少しその辺を詳しく教えていただきたいと思っております。

○11番（野村勝憲）

私は提案者でございました。委員会でも申し上げましたけども、この問題は平成24年で委員会を作っていれば、そのときに鮮度が正に。発覚したのは平成23年です。したがって3ヶ月くらい経ってのことです。今回は、それから既に4年も経っているという形で、市民の皆さんから出されたということで、要するに人間ですから記憶というものはいろいろと月日が経てば薄れてまいります。そういうことと、もうひとつ、なぜ、弁護士かということなんですが、やはり法的根拠っていうのは問われてくると思います。それぞれお呼びして、それぞれ質問してクエスチョンが出てきたり。

それから例えばの話なんですけども、東京都の豊洲の盛土の問題でね。この問題は現在の知事は減給処分をするということです。これは飛騨市の市長と関係ありません。全くありません。

しかし、平成24年にそういう関係者を呼んでやっていたら、いろんなことが解明できたと思います。なぜならば当事者である元職員は議員だったんです。市会議員だったんです。その組織の中にいた人達、例えば古川町役場の当時のトップを含めてそれぞれが平成24年は現職だったんです。関係者の課長を経て助役になられた方は議員だったんです。そういう人達がそのときやっていたら、ひょっとしたら、場合によったら弁護士はいらなかったかもしれない。それは真実を述べていけば。私は今でも思っております。そのとききっちりとしっかりとやっていたら職員の処分は、私は軽かったと思いますよ。減給3ヶ月、これは大変重い処分でした。そして、あと2人の処分。戒告ありました。これだけで済んだんでしょうか。私はそうじゃなかったと思います。

やっぱり、行政、会社もそうです。組織があるわけですから。組織が。当然、社長がいます。専務がいます。責任というのは上に立つほど重いわけですから。したがってそういうことを含めて、膿を出しきってほしいという市民の負託に応えるのが我々議員の努めだと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○5番（森要）

確かに市民の皆さんの負託に応えるのも大事だと思います。私のところには、何を今さらそんなことをしているんだ。もっともっと前向きにやったほうがいいんじゃないかということもたくさん寄せられております。

今、当時の上司、そのときやっていたらよかったと言われましたが、上司がもし監督不行届になったとしても、今の段階ではそれはできないということは再三、監査委員からも出ていまして、今さらその方々を処分することはできないということは既に出ていることですので、わざわざそれをやるということがどうも納得できないんですよ。

○11番（野村勝憲）

責任というのは処分の方法もあります。しかし、道義的責任を市民に明らかにすると

いうのも責任の取り方のひとつなんです。残念ながら、当事者である元議員は市民にメッセージを発しておりません。去年の議員全員協議会では文章を読み上げ、我々に対してはそれなりの私はお詫びだったかどうか疑問に思っていますけど、それなりの弁解する説明はありました。

今、求められているのは市民に対してしっかりと説明責任を果たしてほしいということなんです。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○9番（中嶋国則）

今の野村議員の発言に対しまして、少し疑問に思うところがございます。と言いますのは、以前、100条委員会を設置していれば、職員の罪はもっと軽かったはずだということ。を。（不規則発言あり）かもしれない、それは別問題だと私は思うんですね。職員の倫理性ということに関しては大変重要なことでありまして、そういう観点からも市当局、あるいは監査委員が調査をされたわけです。その結果、それを踏まえて3名の職員が処分されたということで、これは正しい審査だと思っております。

それから先ほど、森議員もおっしゃいましたけども、野村議員の当時の9月28日の提案者としての説明は、道義的責任、道義的責任とおっしゃいますけども、何回も私、申し上げましたけども、平成23年の11月に発覚してきょうまで約5年かかったわけですが、新たな証言が一切出ておりません。そして、今ここで、130万円を追加してさらに、真相を明らかにするとおっしゃいますけども、私は、大山鳴動して鼠一匹であるのかでないのか、本当に今までの経過を踏まえますと、もっと前向きに都竹市政を支えていくべきだということでこの130万円の追加ということは如何かと、反対でございます。

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会委員長（洞口和彦）

若干、中嶋議員、森議員も誤解してみえると思います。

処分とか罰則できないとそのとおりですよ。それから、1匹の鼠も出てこないと言われまして。そんな100条委員会じゃないんですよ。100条委員会。よく、聞いてくださいよ。100条委員会をね、ちょっと間違ってみえるから読みますけども、「当該不祥事件等が発生するに当たって原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか、不祥事件等が起こった背景はどの様なものであるのか、事務の執行が適正に行われたか、そして今後どのようにすればこのような不祥事件等が起こらないような体制を築くことができるのか」ということを調べるんですよ。これは議会なんですよ、執行機関とは別の立場で再度、適正執行、再発防止を求めてやるものなんですよ。だから、今言われたようなそんなこと、何にもうたってませんよ。森議員や中嶋議員がいつみえるのは、それは間違いですから、それは、誤解のないように言っておきます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○5番（森要）

今の話、洞口委員長の言っている話よく分かります。そのとおりだと思います。

私はそういうことを言っているのではなくて、そういうことをしっかり解明することならいいけども、提案者の野村議員は、上司の者に市民に対して断りをやってないのではないかと言っているから、そういうことを公に何度も言ってみえるから、洞口委員長のほうが正しいのか、野村議員のほうが正しいのかそれを聞いているんです。おかしいのでないかと。

○8番（前川文博）

今、いろいろとお話を伺っているんですが、今回は、この調査特別委員会はまだ設置されております。その予算の10万円を130万円増加すると、その弁護士費用がかかるという部分での上程であって、今の話は逸脱していると思いますがその辺どのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

特にならなければ、次に進みたいと思いますが、いかがですか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。最初に、反対討論はありませんか。

○5番（森要）

私は、4つの観点から反対をいたします。

1つ目は、調査費用10万円が130万円になったことです。委員長は議会なりの説明ができるんだという公言をされました。なぜ、今さら130万円の弁護士費用まで出す必要があるのか。私は、もっとその経費は他のものに回すべきだろうと、そういう観点が1点目です。

2つ目は、先ほど前川議員が今回はこの130万円だということでしたが、この調査に対しては、人事情報の改ざんをした者とかそういったものを解明したいというのと、もうひとは、元の上司にターゲットを絞ってやるんだというそういう矛盾したことに対してこの委員会は本当に浅はかな考え方でやっているのではないかと。最初から130万円なら130万円で弁護士費用を出したんなら分かりますが、途中からこうやって出したということについては、ただただ、ふわふわとっているような感じがしてなりません。

3つ目は、重要なことに対しまして賛成者の議員はよく調査をしていないんじゃない

かと。こういった提案者の賛成は当日に聞いたんだと。もっともっとよく皆さんで検討して出したんならいいんですけど、当日に「どうや賛成するかどうや」というその程度のことでのこういう調査については非常に疑問であって、130万円を追加して出すことは非常に問題があると思います。

時間と労力の問題です。3月議会では新年度予算を審議する大事な時期でありまして、こいうった補正が通れば1月からはじめて3月だと思いますが、そのときはもっと大事な前向きなことをするときではないかと思っています。先般、特定非営利活動法人の障がいのある人を支える会の通常総会に行ってきました。そのときには、郵政省の年賀状の寄付金の車を購入するということで補助があったということですが、ほとんど半額以上自分たちの経費でやってきて、かつかつで活動しているんです。

このお金があるんなら、もっともっと他のことに出すべきではないかと考えておりまして、私は弁護士費用に100万円を出す必要はないのではないかと思います、私は反対をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

他に討論はありませんか。

（「反対討論です」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

賛成討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

それでは進めます。

○9番（中嶋国則）

反対討論をいたします。9月28日の議会におきまして100条委員会の設置決議がされました。今ほど、自由討論でもありましたようにそのときは10万円以内で調査するんだという、大変重い決議がされたところでございます。市民の方からもその決議に対しまして、私のところへは、「もう済んでしまったことをなんで今さら掘り起こすんだ」と。「新しい証言、事実があるのか。それなのにやるのか」という意見が私のところへたいへん届いたところです。

先ほど、前川議員からもありましたように議会だよりでこの11月に配られたわけですが、そこには調査費用は10万円以内でやりますとはっきりと断言したわけですが、これの広報委員長は野村副議長でございます。そういった思い、議会だよりの報告を受け、きょう新たに130万円の追加ということが出たわけでございます。

先ほどの自由討論でもありますように当初の10万円が13倍の130万円の費用を認めてほしい追加決議でございます。この130万円につきましては、やはりもっと市民のために別なことに使う必要があるのではないかとそんなことを思うわけでありまして、

そして、この決議に至ったプロセス、本当に慎重に慎重に協議をされたのか、余りに

も簡単な10万円でやりますよとそれを思うときに非常に、何と申しますか、そういう重大な決議を大変軽はずみに行ったのではないかなど。これは、調査費用について申し上げておるんですけども、そのくらいにこの100条委員会というものを軽く考えていた。今、慎重審議したら弁護士を頼まなきゃ100条委員会はできないんですよ。全くもって、この市民の尊い税金を新たに費やすということを考えたときに、130万円の公益性、妥当性が私はないと思うわけです。

以上、簡単ですけども、反対討論といたします。

◎議長（葛谷寛徳）

他に討論はありませんか。

（「反対討論です」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

賛成討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

反対討論をどうぞ。

○12番（森下真次）

私は、発議第4号に反対の立場で行います。

私は、最初に提案されたときに提案者のほうから再発防止ということがはっきり言っ
て出ていなかったように考えております。きょう初めて、委員長のほうから再発防止を
やるんやということがはじめて出てきたというふうに私は思っています。その部分が欠
けていたということ。

それから、ダブるかもしれませんが100条委員会を軽くみていたために今、こ
の弁護士費用をしなければならないということで、もっともつとしっかり100条委員
会の重みを理解して提案すべきだったと思います。

よって私は、この発議には反対いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

これで、討論を終結し、これより採決をいたします。

発議第4号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りいたします。議案精読のため、11月29日から12月5日までの7日

間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、11月29日から12月15日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長(葛谷寛徳)

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。

(散会 午前11時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員(9番)

中嶋 国則

飛騨市議会議員(10番)

洞口 和彦